こども共和国そらまめ　虐待防止委員会設置規程

（委員会の目的）

第1条　虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援

が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出、構成）

第２条　委員は以下のとおりとする。

1. 委員長は、伊藤晴康(こども共和国そらまめ ＣＯＯ)とする。
2. 委員には、各事業所虐待防止責任者を加える。
3. 委員には、必要ある場合に法人役員、顧問を加えることができる。
4. 委員に、利用者の代表を加えることができる。
5. 委員に、必要に応じて第三者委員を加えることができる。

２ 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

３ 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者が

その会務を務める。

４ 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、

説明又は意見を聴くことができる。

5　委員会は委員の過半数の出席を必要とする。

（委員会の開催）

第３条　委員会の開催を次のとおりとする。

　　　１）委員会は、年最低２回以上開催する。

　　　２）会の開催の必要があるときは、委員長または委員が招集し開催する。

（委員会の実施）

第４条　委員会は次のとおり実施する。

１）職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

２）「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。

３）「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。

４）上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当者に報告する。

５）研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年１回以上行うこととする。

６）事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

７）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第５条

　１）委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

　　　２）委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。

３）委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。

４）委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

（委員会の委員）

|  |  |
| --- | --- |
| 委員長 | 伊藤　晴康（こども共和国そらまめ　ＣＯＯ） |
| 委員 | 高山智充（児童発達支援管理責任者/管理者）保育士、児童指導員、指導員等 |

令和７年１０月1日　初版

倫 理 綱 領

私たち(株)貴盛職員は、法人の定める諸規定に従い、社会理念に基づいた確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、誠実かつ公正に自らの職務を遂行しなければならない。ここに倫理網領を定め、職員の規範とします。

1.生命の尊厳

職員は常に緊張感を持って、利用者様の安全確保に努め、利用者様お一人お一人をかけがえのない存在として大切に接します。

2.個人の尊重

職員は、利用者様の個性、主体性、可能性を尊重します。

3.人権の擁護

職員は、利用者様に対するいかなる差別、虐待、人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。

4.社会への参加

職員は、利用者様の年齢、障害の状態にかかわりなく、社会を構成する一員として、ゆとりある市民生活が送れるように支援します。

5.専門的な支援

職員は、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者様お一人お一人が豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

6.職員としての自覚

職員は、常に社会から信任を受けるように努め、保健医療、教育等の関係機関と連携を図り、利用者様の問題解決に努めます。